

奈良県告示第三百九十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、奈良県土木部道路維持課において告示の日から一月間一般の縦覧に供する。

平成二十年二月二十二日

奈良県知事 荒井正吾

- 一 道路の種類 一般県道
- 二 路線名 平群信貴山線
- 三 道路の区域

2 5 0			路線 番号	区 間
生駒郡平群町大字信貴畑 一二五二番一先から 生駒郡平群町大字信貴畑 一二六九番先まで				
後		前		区域変更 の前後別
B		B	A	
四・四 ゝ 五二・八		四・四 ゝ 五二・八	三・六 ゝ 一九・〇	敷地の幅員 メートル
六五一・五		六五一・五	一三七・〇	延長 メートル
				備考